

平成18年(行ヒ)第190号

決 定

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

申 立 人 京都市長 榊 本 頼 兼
同訴訟代理人弁護士 崎 間 昌 一 郎
池 上 哲 朗

相 手 方

上記当事者間の大阪高等裁判所平成17年(行コ)第22号,第23号同和奨学金賠償命令履行請求事件について,同裁判所が平成18年3月31日に言い渡した判決に対し,申立人から上告受理の申立てがあったが,申立ての理由によれば,本件は,民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって,当裁判所は,裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成19年9月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 近 藤 崇 晴